

止水板などの設置を助成します

久留米市住宅リフォーム助成事業（防災力向上支援）

補助上限**30**万円 補助率**50**%



問い合わせ先

久留米市 都市建設部 住宅政策課

- 電話：0942-30-9139
- FAX：0942-30-9743
- Mailアドレス：housing@city.kurume.lg.jp



詳細は裏面をご覧ください

久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金

補助上限**50**万円 補助率**50**%



問い合わせ先

久留米市 商工観光労働部 商工政策課

- 電話：0942-30-9133
- FAX：0942-30-9707
- Mailアドレス：syoko@city.kurume.lg.jp



詳細は裏面をご覧ください

止水板とは

浸水のおそれがある建築物の出入口などに設置し、水の侵入を防止する装置です。
板状やシート状など、様々な種類があります。
土のうと比較して、短時間で設置することが可能です。



各助成の詳細

久留米市**住宅**リフォーム助成事業（防災力向上支援）

補助額 補助上限 30 万円 補助率 50 %

対象者 市内に住民登録をしている方

要件 1. 市税の滞納がない方
2. 平成 30 年度以降に浸水による被害を受けた住宅に居住している方

対象工事 1. 住宅および住宅敷地の開口部への止水板、止水壁の設置工事及び附帯工事
2. 工事費が 10 万円以上である工事

申請方法 都市建設部住宅政策課に申請書類を提出

制度や手続きの詳細、申請書類は市ホームページをご確認ください。



久留米市**中小企業**止水板等設置事業費補助金

補助額 補助上限 50 万円 補助率 50 %

対象者 市内で事業を営む中小企業、個人事業者

要件 1. 事業継続力強化計画の認定を受けていること
2. 市税の滞納がないこと

対象工事 1. 止水板の設置工事費及び附帯工事
2. 浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事
※止水板の設置工事のほか、設備のかさ上げや外構等の工事など浸水被害の防止・軽減につながる工事が対象になります。

申請方法 商工観光労働部商工政策課に申請書類を提出

制度や手続きの詳細、申請書類は市ホームページをご確認ください。

